



平成17年6月2日

各 位

会 社 名 株式会社エイジア
 代表者名 代表取締役社長 江藤 晃
 (コード 2352)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役 須藤 昌人
 電話 03-5461-0848

ストックオプションの発行条件等の変更に関するお知らせ

当社は、平成14年12月16日開催の臨時株主総会における第2号議案（株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件）及び平成16年10月25日開催の臨時株主総会における第3号議案（株主以外の者に対して有利な条件でストックオプション目的の新株予約権を無償で発行する件）において、すでにご承認いただいております決議につき、表現の方法及び文言等の訂正を行うことにつき、当社第10回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更箇所につきましては、それぞれの臨時株主総会において決議された内容を記載しており、平成17年3月3日開催の当社取締役会決議に基づく株式分割による調整に伴う変更については反映されておりません。

記

【平成14年12月16日開催 臨時株主総会 第2号議案】

株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

変 更 前	変 更 案
<p><省 略></p>	<p><現行どおり></p>
<p>2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式 200 株を上限とする。 なお、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・</p>	<p>2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式 200 株を上限とする。 なお、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・</p>

変 更 前	変 更 案
<p>併合の比率 また、上記のほか、下記5.に定める行使価額（以下に定義する。）の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。 なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により各新株予約権の行使により発行される株式数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後生じた株式数の調整事由に基づく株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映したうえで、調整後株式数を算出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>5. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権1個につき金10万円とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ 分割・併合の比率 また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 調整後 調整前 行使価額 = 行使価額 × $\frac{\text{新規発行 1株当りの株式数} \times \text{行使価額}}{\text{既発行 + 1株当りの時価}}$ 既発行株式数 + 新規発行株式数 上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>6. 新株予約権の権利行使期間 平成16年12月17日から平成24年12月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p>	<p>併合の比率 また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。 なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により各新株予約権の行使により発行される株式数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後生じた株式数の調整事由に基づく株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映したうえで、調整後株式数を算出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p> <p>5. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権1個につき金10万円とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ 分割・併合の比率 また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（<u>新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合は除く。</u>）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 調整後 調整前 行使価額 = 行使価額 × $\frac{\text{新規発行 1株当たりの株式数} \times \text{行使価額}}{\text{既発行 + 1株当たりの時価}}$ 既発行株式数 + 新規発行株式数 上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>6. 新株予約権の権利行使期間 平成16年12月17日から平成24年12月16日までとする。</p> <p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p>

【平成16年10月25日開催 臨時株主総会 第3号議案】

株主以外の者に対して有利な条件でストックオプション目的の新株予約権を無償で発行する件

変 更 前	変 更 案
< 省 略 >	< 現行どおり >
<p>6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込価額（以下、行使価額とする）に新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権発行日の前日以前3ヶ月の日本証券業協会が定めるグリーンシート市場における約定値（約定値のない場合は売り気配値）の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の取引値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の取引値）を下回る場合は、新株予約権発行日の取引値とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{払込価額} = \text{払込価額} \times \\ \quad \quad \quad \text{新規発行又は1株当たり払込金} \\ \text{既発行} + \frac{\text{処分株式数} \times \text{額又は処分価額}}{\text{新規発行前の株価}} \\ \text{株式数} \end{array}$ <hr/> <p>既発行株式数 + 新規発行株式数又は処分株式数</p> <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。</p> <p>また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。</p>	<p>6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込価額（以下、行使価額とする）に新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権発行日の前日以前3ヶ月の日本証券業協会が定めるグリーンシート市場における約定値（約定値のない場合は売り気配値）の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の取引値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の取引値）を下回る場合は、新株予約権発行日の取引値とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（<u>新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合を除く。</u>）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \\ \quad \quad \quad \text{新規発行又は1株当たり払込金} \\ \text{既発行} + \frac{\text{処分株式数} \times \text{額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{株式数} \end{array}$ <hr/> <p>既発行株式数 + 新規発行株式数又は処分株式数</p> <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。</p> <p>また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。</p>
< 省 略 >	< 現行どおり >

以上